



2022年2月15日

各 位

会社名 アサヒグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 勝木 敦志
(コード番号 2502 東証第1部)
問合せ先 執行役員 コーポレート・コミュニケーション部門長
石坂 修
(TEL. 03-5608-5126)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第98回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年3月25日(予定)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="379 280 587 313" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="188 362 778 436"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="188 448 778 728"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="443 772 523 806" style="text-align: center;">(新設)</p> <p data-bbox="443 1187 523 1220" style="text-align: center;">(新設)</p>	<p data-bbox="1002 280 1209 313" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1066 362 1145 396" style="text-align: center;">(削除)</p> <p data-bbox="810 772 1018 806" style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="810 817 1401 929"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="874 940 1401 1131"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p data-bbox="810 1187 874 1220" style="text-align: center;">附則</p> <p data-bbox="810 1232 1353 1265" style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="810 1276 1401 1467"><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p data-bbox="890 1478 1401 1713"><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="890 1724 1401 1881"><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上